

自転車駐車場の 附置義務について



大阪市

はじめに

大阪市では、今後新たに施設を新築又は増築等する際に、自転車駐車場の設置を義務付ける「**大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例**」を制定しました。

この条例は、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる集客施設（遊技場、小売店舗、飲食店、スポーツ施設、銀行、病院など）及び共同住宅における自転車駐車場の設置及び管理について必要な事項（対象施設、設置基準など）を定め、良好な都市環境の形成に資することを目的としています。

附置義務の対象となる区域

自転車駐車場を設置しなければならない区域（指定区域）は、大阪市全域です。

附置義務の対象となる者

- 対象となる施設の設置者（所有者）が対象者です。
- 建物を賃貸等で他の者に貸し出す場合も、施設の設置者（所有者）が対象者となります。

附置義務の対象となる行為

平成22年10月1日（適用日）以降に、

- 新築
- 増築
- 改築

の工事に着手する際に、自転車駐車場の設置が義務付けられることになります。

あわせて、適用日より前に工事着手した施設も利用者又は居住者のために自転車駐車場の設置をお願いしています。

附置義務の対象となる施設

対象となる施設の用途区分、施設面積の規模及び施設面積に算定する部分については、次のとおりです。

集客施設

施設の用途区分	施設の規模	算定の範囲
遊技場	施設面積が 300m ² を超えるもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号に規定する遊技設備若しくは同法第4条第4項に規定する遊技機又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第1項第1号イに規定するまあじやん台を設置する室で利用者の出入りする部分の床面積
小売店舗・ コンビニエンスストア		大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積に算入される部分
飲食店・ カラオケボックス等		客室、客室間の通路、厨房、配膳室、待合室及びロビー並びにこれらに類するもののうち利用者の出入りする部分(階段、昇降機、便所及び店舗間の通路を除く。)の床面積
レンタルビデオ店		商品を陳列する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分(階段、昇降機及び便所を除く。)の床面積
スポーツ施設	施設面積が 400m ² を超えるもの	運動場、練習場、浴室、シャワー室、休憩室、更衣室、客席、観覧席、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者が出入りする部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)の床面積
官公署等		待合室、ロビー、相談室、集会室、実習室、実験室、図書室、資料室、展示室その他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)の床面積
銀行、郵便局	施設面積が 500m ² を超えるもの	窓口業務を行う室、待合室、ロビー及び商談室、現金自動預払機を設置する室のうち利用者の出入りする部分並びにこれらに類するもののうち利用者の出入りする部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)の床面積
学習施設	施設面積が 600m ² を超えるもの	教室、講堂、実習室、実験室、図書室、資料室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)の床面積
映画館・劇場		客席又は観覧席を設置する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)の床面積
病院・診療所		病室、診察室、処置室、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)の床面積

施設の定義

遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号又は第8号に規定する営業を行うための施設
小売店舗・コンビニエンスストア	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する小売業を行うための施設
飲食店・カラオケボックス等	飲食店、カラオケボックス、料理店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー及びダンスホール
レンタルビデオ店	映画、音楽その他これらに類するものを記録したビデオテープその他の記録媒体を貸し付け、店舗外に持ち出させる営業を行うための施設
スポーツ施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場のうち、営業の用に供するもの（「映画館・劇場」に該当するものを除く。）
官公署等	警察署、税務署、地方公共団体の支庁又は支所、図書館、美術館、博物館、集会場、地方公共団体の事務所及び保健所、消防署その他の地方公共団体の行政機関又は国の地方行政機関の事務所その他これらに類する施設
銀行	信用金庫法第2条に規定する金庫の事業又は銀行法第2条第2項に規定する銀行業を行うための施設であって店舗部分を有するもの
郵便局	郵便法の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律第2条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設
学習施設	専修学校、学習塾、華道教室、囲碁教室、自動車教習所、予備校、理容師養成施設、美容師養成施設、調理師養成施設その他これらに類する施設（「スポーツ施設」に該当するものを除く。）
映画館・劇場	映画館、劇場、演芸場、観覧場及び公会堂
病院・診療所	医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、柔道整復師法第2条第2項に規定する施術所及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条に規定するあん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業又はきゆう業の施術所

共同住宅

施設の用途区分	施設の規模
ワンルーム形式集合住宅建築物	住戸の総数が30戸以上のもの
共同住宅等建築物	

※注：29戸以下のものについても、条例第10条（小規模共同住宅の所有者等の責務）の規定に基づき協議いただくようお願いいたします。

施設の定義

ワンルーム形式住戸	共同住宅の住戸であってその床面積が35㎡以下のもの
ファミリー形式住戸	共同住宅の住戸であってその床面積が35㎡を超えるもの
ワンルーム形式集合住宅建築物	住戸にワンルーム形式住戸を含む共同住宅
共同住宅等建築物	住戸がファミリー形式住戸のみである共同住宅